

平成28年度愛知県包括外部監査結果報告書（要約）

包括外部監査人 公認会計士 大島嘉秋

＜対象事件＞ 県税の賦課徴収等に係る財務事務について

＜選定理由＞ 県の平成27年度の県税収入は、1兆円の大台を確保できたものの、県税収入の回復は途半ばとなっている。一方、歳出は、人件費の削減等に努めてきたものの、医療・介護等の扶助費が大幅に増加し、公債費も高止まり傾向にあることから、県財政は依然として厳しい状況にある。このような状況の中で、県は、人材、資産、財源など県が持つ経営資源を最大限に活用し、民間・地域の総力の結集を目指した「しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）」を策定した。当プランでは、健全で持続可能な財政基盤の確立に取り組むこととされており、適正な賦課徴収事務を通じて徴収率向上を目指すことは、県民にとっても関心の高いところであると考え。したがって、県税の賦課・徴収事務が関係法令に従い、適切かつ効率的に実施されているかについて、検討することは、県にとって大きな意義があると考え、監査テーマとして選定した。

＜指摘・意見＞ ※ 法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】(12件)、法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】(60件)と表記した。なお、本紙では主な指摘及び意見について、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載しており、指摘及び意見の文末の括弧内の数字は報告書の該当ページを指す。

【徴収率の向上】

愛知県の県税全体の徴収率は全国平均を上回っているが、税目別に見ると、個人県民税の徴収率は他の税目と比較して下回っている。個人県民税の徴収率を向上させ、収入未済額を縮減することは、税負担の公平性と収入確保の観点からも重要である。個人県民税は、地方税法上、個人市町村民税とともに（一般には両税を合わせて個人住民税という。）市町村が徴収することとされており、市町村における個人住民税の徴収実績が個人県民税の収入に直結することとなる。

したがって、県としては市町村の自立した徴収体制の確立に配慮しつつ、個人住民税の徴収率向上に向けた市町村支援の取組を進めることが望まれる。

【地方税法第48条を活用した市町村とのコミュニケーションについて】

▲地方税法第48条に基づき県の職員が徴収した事案には、様々な徴収手法を駆使した事例が多く含まれていると推察される。その手法を市町村に提供することで、市町村の徴収スキル向上に繋がることが期待される。(114ページ参照)

【地方税法第48条の対象の拡大について】

▲平成28年度税制改正により、平成28年4月1日より、個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の対象拡大がなされている。改正前は、過年度滞納分に係る徴収金及び過年度分の滞納者に係る現年度滞納分に係る徴収金が対象であったが、これに現年度分のみ個人住民税を滞納している者の滞納に係る徴収金も対象に追加された。滞納整理においては早期着手が肝要であり、県税事務所においても現年課税分の徴収強化に取り組んでいる。そのため、現在は地方税法第48条の対象を過年度滞納分に限って引継ぎの対象としているが、現年度滞納分を対象に追加することが望まれる。(115ページ参照)

【特別徴収推進に向けた市町村への対応について】

▲「愛知県個人住民税特別徴収推進協議会行動指針」（平成26年10月）の中で、特別徴収義務者への「一斉切替」を目指す旨が記されているものの、一部の市町村から反対の意見もあり、その具体的な時期を定めることなく各市町村の自覚、自主性を尊重してきた。県全体としての特別徴収率のさらなる向上に向けて、これまで特別徴収推進に消極的であった市町村に対する働きかけが望まれる。(117ページ参照)

【県税関連事務の民間委託について】

県では、「地方税徴収関連業務について（総務省）」にて公表されている委託可能な事務の例の全件（120ページ参照）について実施可能か検討しており、積極的に民間委託を推進している。平成27年度時点では、税務システム運用保守業務及び自動車二税申告書処理業務等、19の業務について民間委託を行っている。

県税事務所への監査の結果、次の業務につき、県税事務の効率化及び民間の能力の活用によるサービス向上の観点から、民間委託の実施可能性について検討することが望まれる。

【民間委託の実施可能性について検討することが望まれる事務】

▲自動車取得税及び自動車税の申告受付事務（125ページ参照）

▲収納窓口業務（126ページ参照）

▲不動産取得情報の入力業務（141ページ参照）

【税務事務の標準化による業務効率の向上について】

県税事務所への監査の結果、県税事務所ごとに実施している事務について、税務課において事務を見直すことにより、業務効率の改善が期待できる事例が見受けられた。

また、県税事務所の事務の内容を横断的に検討した結果、税務システムの導入で調定決議書等が統一的に作成され

ている一方で、それに添付している書類については、各県税事務所間でばらつきがみられた。

各県税事務所間で事務の内容を統一し、また重複している事務を見直すことにより業務の標準化が可能と考えられる具体的な事例は次のとおりである。

【不申告法人一覧表の活用について】

▲法人事業税に関して全県税事務所において不申告法人一覧表を作成し、管理等に活用することが望まれる。(134ページ参照)

【送達不能文書整理簿の作成について】

■徴収事務取扱要領では、発送した文書が送達不能により返付されたときは、各県税事務所において「送達不能文書整理簿」を作成することとされているが、一部の県税事務所では、作成されていなかった。(168ページ参照)

▲「送達不能文書整理簿」の機能は、税務システムで処理する他の事務の中でその大半を補うことができる状況である。今後、事務の重複を解消し効率化するという観点から「送達不能文書整理簿」のあり方を検討することが望まれる。(169ページ参照)

【免税軽油所要数量を計算する様式について】

▲軽油引取税に関して各間税課では「所要数量計算書」という様式に定められていない書類を作成し、申告者に配布していたが、高辻間税課と安城間税課で独自に作成している書類を統一化し様式化することにより事務を標準化することが考えられる。(159ページ参照)

【徴収事務取扱要領等で定められた様式の使用について】

▲賦課事務については税目ごとの事務マニュアル、徴収事務については徴収事務取扱要領等にて書類の様式が定められている。様式のファイル形式はワープロソフト形式であるが、書類によっては表計算ソフト形式の方が利便性が高い場合等、様式の変更により事務効率の向上が期待できる場合には、各県税事務所の判断で様式を加工して使用している。加工の際のミス防止及び事務の効率化の観点からは、各県税事務所の要望に応じて様式について随時見直していくことが望まれる。(162ページ参照)

このように、各県税事務所で実施している税務事務を税務課において見直すことや、事務所間の事務を統一することで業務効率の改善が見込まれる。また、税務事務の見直し・統一化により、民間委託やシェアードサービスの利用についても検討することが可能になると考えられる。

【県税事務所における書類管理】

▲県税事務所監査の結果、申告書及び滞納整理に関する書類等を保管するキャビネットの施錠が徹底されていない状況であった。また、一部の県税事務所では、廃棄資料を保管している倉庫と職員用のロッカーが併用されており、日中は施錠されていない状況であった。

県では、個人情報について、「総務部個人情報管理マニュアル」及び「県税事務における特定個人情報等の取扱要領」にて、個人情報を含む書類の管理方法について定めており、今後、マイナンバー（社会保障・税番号制度）導入の際には、マイナンバーが記載された書類は、特定個人情報に該当し、より厳重な管理が求められる。

個人情報保護の観点から、申告書等を保管するキャビネット及び倉庫については、「総務部個人情報管理マニュアル」及び「県税事務における特定個人情報等の取扱要領」に基づき、施錠を徹底することが望まれる。(127・129・130ページ参照)

なお、キャビネットの施錠については、平成29年度以降に可能な範囲で順次対応予定である。

【その他】

■不動産取得税、軽油引取税及び徴収において、関連書類の不備等、マニュアルに沿った手続きが行われていないものなどがあった。(147・157・160・164・165・166・167・169ページ参照)

▲調定決議書をはじめとする書類の作成の仕方や手続きについて、見直しが望まれるものなどがあった。